

寫

陸軍部第一八〇號

外地部隊留守業務處理要領ノ件達

陸軍一般

外地部隊留守業務處理要領左ノ通定ハ

昭和二十年九月二十三日

陸軍大臣 下村 定

外地部隊留守業務處理要領

一、本要領ハ外地部隊ノ復員ニ伴フ留守業務處理ニ關シ規定ス  
 本要領ニ規定セサル事項ニ關シテハ從前ノ諸條規ニ據ルモノトス

○二、陸密電第一五三六號ニ據リ陸軍留守業務部ニ轉屬スル者ハ左ノ書

類ヲ携行歸還スルモノトス

一、留守名簿寫 二、通 (内一通ハ留守宅送金整理用トシ特ニ留守宅渡ノ有無及現地廢家等ノ年月日ハ明瞭ナラシメ置クモノトス)

三、死亡者連名簿 (附表第一様式)

0231

① 生死不明者連名簿（附表第二様式）

② 恩典關係證據書類

③ 其、他必要ノ認ケル書類 爲シ得レハ將兵ノ留守宛私信

三、前條ノ死亡者連名簿又生死不明者連名簿ハ支那事及發生時ヨリノ

死亡者及生死不明者ニ付調製スルモノトシ昭和十九年陸達第百七十六號戰時

死亡者、生死不明者報告規程ニ基ク處理未済ノモノ又處理済ノモノ、甲

内地到着ノ疑ハシキモノニ對シテハ同規程ニ示ス報告書及關係書類一切

ヲ添付スルモノトス但シ功績ノ既ニ發表セラレタルコト確實ニ判明シタル者

ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

④ 各部隊長ハ自隊ノ復員完結一週間以内ニ左ノ書類ヲ一括シ率領者ヲ附シ

陸軍留守業務部 除隊召集解除者名簿ニ提出スルモノトス

留守名簿

又、第二號ニ據ル轉属者出發後ニ於ケル死亡者及生死不明者連名簿並

各其ノ關係書類

3. 處刑者連名簿 (附表第三様式)

4. 還送患者連名簿 (附表第四様式)

5. 除隊召集解除者連名簿 (附表第五様式)

註 四ノ二

復員規定第五十八條及附表「第七」ニ據リ昭和十九年一月以降ノ分ヲ

前巻スルモノトス

様式ハ復員規定ニ據ルコトナク本様式ニ據ルモノトス

五、前號留字名簿ハ完全ニ整備シタルモノヲ提出スルモノトシ夫々欄外ニ

左ノ如ク明確ニ記入スルモノトス

18. 12. 3. 戦死(病死)(戦病死)(不慮死) 横立、官階、年上

19. 2. 5. 於何地生死不明

19. 3. 1. 何隊ニ轉属

20. 10. 30. 現地除隊(召集解除)(解傭)

貴林、復員、休養、除隊、

20. 内地還送  
21. 内地除隊(召集解除)豫備收編入

六、還送患者ノ處理ニ關シテハ左ニ據ルモノトス

一、昭和五年陸普第三九〇ニ號還送患者及朝鮮台灣ヨリ内地転送患者等取扱

規則第四條ニ示ス還送患者名簿ハ様式第四ニ據リ調製シニ部ヲ患者

護送者ニ携行セシクルモノトス

二、患者護送者ハ前號患者連名簿中一部ヲ内地最初ノ收容病院(陸軍病

院復員後ニ在リテハ軍事保護院病院トシ以下第一收容病院ト稱ス長

ニ部ヲ陸軍留守業務部長ニ提出スルモノトス

前項中陸軍留守業務部長ニ提出スルモノニ在リテハ其ノ第一收容

病院名及 收容年月日ヲ明カテラシクルモノトス

三、第一收容病院長ハ收容還送患者ニシテ轉送可能ノ域ニ達セル者

ハ速ニ之ヲ本籍地又ハ留守担当者居住地若ハ本人ノ希望轉送地

義寄陸軍病院ニ轉送スルモノトス

遺骨遺留品ハ左ニ據リ處理スルモノトス

遺骨遺留品ハ最高司令官ノ定ケル所ニ依リ宰領者ヲ附シ成ルヘク速ニ

還送スルモノトス但シ遺留品ニ在ラズハ努メテ遺骨無キ者ニシテ之ニ

代ルモノニ限ルモノトシ容積大ナルモノ等ハ歸還部隊自ラ携行スル

ヲ本則トス

之前號中部隊自ラ携行歸還セルモノニ在ラズハ輸送指揮官ノ定ケル

所ニ依リ上陸後速ニ宰領者ヲ附シ本籍地聯隊區司令部(留

留担當者)住所ニ疑ヒナキモノニ在ラズハ其ノ現任地所管聯隊區

司令部(留)ニ送付スルト共ニ遺骨遺留品名簿ヲ陸軍留業業務部

ニ送付スルモノトシ其ノ他ノ者ニ在ラズハ從前ノ規定ニ據リ送付ス

ル所ニ記載スル本籍ヲ有スル者ノ遺骨遺留品中内地ニ留留担當

者ニ在ラズハ各々下記聯隊區司令部ニ送付スルモノトシ當該聯隊區

司令部ハ... 時期迄之カ保管ニ任スルモノトス

豊原聯隊區 旭川聯隊區司令部

沖繩聯隊區 鹿兒島聯隊區司令部

朝鮮 臺灣 福岡聯隊區司令部

遺骨遺留品名簿ニハ適宜ノ位置ニ護送員ノ所屬言代名本籍

地、現住所、内地上陸日時又上陸地名ヲ記入スルモノトシ部隊自ラ

遺骨遺留品ヲ携行シタル場合ニ在リテハ速ニ陸軍留守業務部

ニ提出スルモノトス

輸送指揮官ハ乘船地出發前遺骨遺留品ノ數 遺留品ニ在リ ヲ陸軍大

臣ニ速報スルモノトス

註 遺骨ノ携行ニ關シテハ昭和二十一年三月二十日副電第十二號(宮)

正(翔) 利南燃(轉電) 盤軍直部隊(寫送付)ニ據リ處理

セラレ度 遺留品ニ關シテハ宮兵團ノ照會(宮副電第五五六號)

ニ對スル英印第二十六師團回答 (A/各。八。九 / S. U. M.)  
寫左記ニ依リ參事トシテ處理スルモノトス

左記

○宮副電第五五六號

「死歿者ノ爲ノ内地携行金額ハ生存者ト同額ヲ容認セラレ、モノト  
思ホスルモ遺留品等整理上必要アルニ付照會ス」

○S. T. 第四四號 (昭和二〇。三。二六當 渉外部照會)

一、死亡者ノ私有金貯金通帳送金爲替等ヲ日本ニ歸國ノ際携  
行シ差支ナキヤ指示賜リ度

個人ノ私有物ニ關シテハ追テ通知ヲ受クルモノト承知シアルニ死亡  
者ノ私有物ノ遺家族ノ許ニ持リ歸リ度又コノ準備ノ爲コノ件  
ニ關シ豫メ何分ノ指示ヲ賜ラハ幸甚ナリ

二、死亡者ノ私有金貯金通帳送金爲替等ハ現在所屬部隊ニ

0237

保管セラレアリ

○日本人私有財産ニ關スル件 (A/令ハフクSUM 英印第百六師團田舎)

一 貴輸 S T 第四二二號 昭和二十一年十二月二十四日 關聯 (私有財産ニ關スル

軍ヨリノ總會) 第一節ニ述ヘラレタル全証書及第二節記載郵

政郵便局ノ記録ハ撤退ノ際携行スルモ差支ヘナシ

地方郵便局ノ記録ハ携行スヘカラス 是等ノ屬スル郵便局ニ殘

置セラレ度

二 省 署

三 昭和二十一年十二月二十六日附貴輸 S T 四四號ニ關聯シ右記第一節ニ於

テシテ可ハ死亡者ノ個人的証書目ニモ適用サレルモ既ニ貴方ニ發セ

ラレタル指示ニ基キ撤退ニ先立テ接收セラレハキ金錢或ハ有價物

ニハ適用サラス

本通牒ヲ查收アリ度



各部隊長ハ除隊召集解除前下士官以下ノ進叙ヲ銓擲シ所要ノ員ハ  
 之ヲ進叙セシムルコトヲ得但シ金錢給與ノ整理ハ之ヲ行ハサルモノトス  
 進叙ノ範圍ハ從前ノ規定ニ拘ラス停筆ヲ基準トシテ實施シ左ニ據ル  
 モノトス 但シ特ニ勤務不良ナルカ若クハ特別ノ事由アルモノハテ限リニ  
 アラス

入營後概ネ六月以上ノ者	一等兵
一年	上等兵
二年	兵長
三年	伍長
伍長任官後一年以上經過セル者	軍曹
三年	曹長
六年	准尉

各部隊長ハ除隊召集解除豫備役編入ニ方、事務適任証明書、陸  
 軍善行証書、陸軍自動車操縱術技術証明書、蹄鉄術卒業証書、

○

表彰状其他各種通任証書等歸郷後就職等ノ爲參考トナルヘキモノ  
ノ附與スヘキ者アルトキハ巴々ヲ得サル場合ノ外之ヲ附與スルモノトス

○ 恩典關係事項ノ處理ハ左ニ據ルモノトス

各部隊長ハ左ノ資料並ニ書類ヲ聯隊區司令部毎ニ區分シ速ニ陸軍  
留守業務部長ニ提出スルモノトス

× (イ) 叙位上申資料 (昭和二十一年八月以降資格到達者ノ分) 一

× (ロ) 叙勲上申資料 (昭和十九年十二月以降資格到達者ノ分) 一

(ハ) 恩給關係ニ必要ナル證據書類

現認(事實)証明書

病 (歴) 書

病名決定(改正、兼発、転症)証明書

死亡ノ事實ヲ證スル公ノ書類

但戰死以外ノ場合ハ

勤務日誌

一 六 四 四 五

0240

履歷書 調製上基礎ナルハキ資料

(三) 特別賜金願出ニ必要ナル證據書類

諸給與金支給ニ関スル證明書

身分証明書(軍屬)

(ホ) 賞與支給ニ必要ナル履歷書又ハ資料

又功績關係

(イ) 九月二日以前ニ死亡シタル者 九月二日以前ノ公務ニ基因シ九月

三日以後ニ於テ死亡シタル者ニ関シテハ從來通適宜取纏メ

速ニ逐次功績上申(殊勲進達済ノモノニ付キテハ成ルヘク殊勲

功績名簿ヲ添付ス)スルト共ニ内地歸還時迄ニ上申未了ノモノ

ハ関係書類ヲ携行シ歸還ト共ニ速ニ上申スルモノトス

(ロ) 死ニ着既上申ノモノ、中未発令ノモノニ関シテハ輸送途中ニ於ケル

事故等ニ依ル未到着ノモノアルヲ考慮シ上申時ノ控又ハ寫等ヲ

部隊ニ於テ保管シアルモノ之ヲ燒却又ハ破棄スルコトナク携行

一 歸還ト共ニ陸軍功績調査部ニ送付スルモノトス

(ハ)生存者中殊勲功績ヲ有シ未達ニテ控又ハ寫等ヲ部隊ニ保

管シアルモノハ前(ロ)條ノ如ク處理スルモノトス

註(イ)復員規程第五十九條ニ據ルニテ現所屬ニ於テ本要領ニ據リ處理スルモノトス

(ロ)九月三日以降(九月二日以前ノ公務ニ起因シ九月三日以後ニ於テ死亡セシモノ

ヲ除ク)死亡シタル者ノ功績上申ニ關シテハ昭ニ(ニ)九富人第(復員規定第六十條)

ニ據リ從前通上申スルモノトス

(三)死歿者上申書類中未着ト推定セラレ、モノ(特ニ終戰後死歿上申シタル

者ハ富人第(一)項(復員規定第六十條)並昭ニ(ニ)五富人第(五)項ニ據リ準

備シ置クモノトス

(二)前各號ニ基ク内地留守業務關係部隊ノ業務處理中從前ノ諸規定

ニ據ル能ハサルモノニ付テハ別ニ示ス所ニ據ルモノトス

附 則

一 内地留守業務關係部隊ノ復員後歸還スル部隊ノ關係書類ノ提出先等

ニ関シテハ別ニ示ス所ニ據ル  
ニ歸還部隊人員ニシテ従前ノ隷屬指揮關係ヲ維持スルコト能ハスシテ各個  
ニ輸送セラル、モノアル場合ニ於ケル人員掌握等ニ関シテハ別ニ示ス所  
ニ據ルモノトス

0243